

令和元年度 施策評価表(平成30年度決算評価)

施策名: 子ども・子育て支援
 施策番号: 04 - 01

1 基本情報

施策名	04 子ども・子育て支援	展開方向	01 安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。
主担当局	こども青少年局		

2 目標指標

指標名	方向	目標値(R4)	実績値							進捗率(H30)
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1~R4	
A 身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	↑	54.4%	46.4	47.7	48.9	48.4	49.3	48.2		88.6%
B 妊娠11週以内の届出率	↑	100%	93.2	94.6	94.9	95.5	95.9	96.6		96.6%
C こんには赤ちゃん事業の訪問実施率	↑	100%	86.3	89.4	89.7	90.8	90.5	90.8		90.8%
D 子育て支援に関するワークショップや交流会に参加した人の満足度	↑	100%	100	94.6	100	93.5	89.4	89.8		89.8%
E 乳幼児健康診査受診率	↑	97.0%	94.0	94.0	94.3	94.5	95.6	95.7		99%

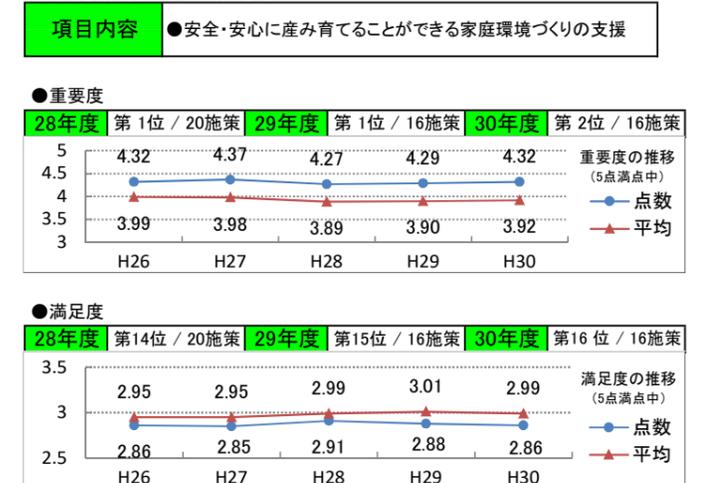
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成30年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	■安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援
【妊娠期から子育て期にかかる切れ目のない支援】	(目的) 親子の愛着形成を育み、子どもの健やかな成長を促す。また、安定的・継続的に子ども等に係る医療費助成制度を維持していくことにより、保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。 (成果) ①母子健康包括支援センターにおいて、妊娠届出時に保健師が全数面談し、平成30年度に作成した案内リーフレットなどを活用して、相談窓口の周知を行うとともに、支援が必要な方には、妊娠期から出産前後へ継続支援を行った。(目標指標B・C) ②新生児聴覚検査の内容と結果、再検査の受検状況を一貫して把握できるよう平成30年12月にシステムを改修した。 ③「乳幼児健康診査事業」については、受診率の向上に向けて、健診のPRポスターを作成し、保育園や幼稚園等へ掲示を依頼し受診勧奨の協力、強化を図った。(平成29年度95.6%⇒平成30年度95.7%)(目標指標E) ④子ども等に係る医療費の一部を助成することにより、本人及びその家族等の経済的負担の軽減を行った。また、近隣他都市と助成内容に差が生じていることから、近隣他都市の調査を行うとともに、本市の財政状況との整合性を図りつつ、持続可能な制度としての拡充に向けた検討を行い、平成31年度予算に計上した。 (課題) ①望まない妊娠や経済的不安等以外に、現代の妊婦が抱える心身の病、妊娠継続への不安、出産後の育児不安やサポート不足等の様々な課題がある。そのため、妊娠期からの地域ぐるみの支援整備や、産後うつや虐待予防施策の1つとして産後ケア事業について検討する必要がある。 ②母子健康手帳が市民にとって魅力的なものとして、長期間活用してもらえるよう、時代に即して見直す必要がある。 ③改修したシステムを用いて新生児聴覚検査結果を確認し、聴覚障害の早期発見・療育につなげる必要がある。 ④乳幼児健康診査の受診率において、乳児(3か月児・9~10か月児)は96.1%→97.1%と上昇傾向にあるが、幼児(1歳6か月児・3歳児)は95.1%→94.3%に低下している。幼児の未受診理由(平成30年12月末実績)は、保育所や幼稚園への通所・通園によるものが約21.5%、受診を勧めるが未受診であるものが約19.5%、状況が不明な家庭が約30%であり、その対応が必要である。 ⑤近隣他都市との比較では助成内容に差が生じているが、財源を含め、持続可能な制度について検討を進めていく必要がある。
【ファミリーサポートセンター運営事業】	(目的) 育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人とをコーディネートし、地域の支えあいによる子育て支援を推進する。 (成果) ⑤市民の利便性の向上を図るため、本庁舎でのセンター窓口の開設に向けた調整を行った。 (課題) ⑤出来るだけ早期に、本庁舎へセンター窓口を開設し、円滑な運営を進めていく必要がある。
【こどもなんでも相談(利用者支援事業 基本型)】	(目的) 子育ての悩みや困り事など日々の身近な相談に対して、個別のニーズに沿った支援を行う。 (成果) ⑥こども総合案内窓口の開設とともに、こどもなんでも相談を実施した。情報提供やアドバイスのほか専門機関につなぐなど、相談者に寄り添う支援を行った。(平成30年度延べ相談人数278人) (課題) ⑥本庁まで来庁することが困難な場合もあることから、各地域の身近な施設等に出向いての出張相談の充実が必要である。また、重層的な課題への対応、支援を行う各種機関との連携も進める必要がある。
【コミュニティソーシャルワーク】	(目的) 子育て支援活動グループ等の主体的な取組が進むよう、子育てコミュニティワーカーによる情報提供等の働きかけや、ワークショップ開催などにより、子どもの育ち支援条例の理念である地域社会全体で子どもの育ちを支える社会の実現を目指す。 (成果) ⑦地域が子ども食堂などの居場所を立ち上げる際に、子育てコミュニティワーカーが情報提供等の側面支援を行った結果、地域の居場所が増加した。また、居場所のスタッフ向けに、衛生管理等をテーマとした研修会を実施し、知識形成や各居場所間の情報共有を行った。(目標指標A・D) ⑧家族の介護等を大人に代わり担う子ども「ヤングケアラー」に着目し、研究者やイギリスの支援団体を招いた講演会を開催し、市民、学校関係者、子育て支援者等にそういった子どもへの支援を考えるきっかけ作りができた。(目標指標A) (課題) ⑦⑧地域社会全体で子どもの育ちを支えていくためには、地域の子ども・子育て支援や居場所を支える担い手となり得る人材の発掘・育成のための側面支援を引き続き行う必要があるほか、各地域振興センターなどの庁内関係課のほか地域の関係団体との連携をさらに強化するなど、継続的な取組が必要である。

3 主要事業一覧

平成31年度 主要事業名	
1	乳幼児等医療費助成事業
2	ファミリーサポートセンター運営事業
3	風しん予防接種推進事業(妊娠を希望する女性等への予防接種費用の一部助成)
4	妊婦健診事業(多胎妊婦への追加助成)
5	母子健康手帳作成事業(電子母子手帳の導入)
平成30年度 主要事業名	
1	利用者支援事業
2	母子健康包括支援センター事業(子育て世代包括支援センター(母子保健型))
3	
4	
5	
平成29年度 主要事業名	
1	病児病後児保育事業
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



6 評価結果

令和元年度(平成31年度)の取組	
【妊娠期から子育て期にかかる切れ目のない支援】	①地域振興センターや社会福祉協議会など妊娠期からの子育て支援の課題を共有し、関係機関との連携強化を図る。また、近隣市の産後ケア事業について把握し、あり方について検討する。 ②電子母子手帳を導入するほか、市民から母子健康手帳のデザインの意見を募り、令和2年度に向けて取組を進める。 ③新生児聴覚検査の受検状況、結果、対応を分析する中で、特に未受検・未再検者への受診勧奨に努め、支援のあり方について検討する。 ④継続して未受診者の理由把握に努め、受診率の向上に向け、様々な機会を捉え関係機関と連携し、早い段階で受診勧奨を行う。また状況が不明の未受診者には、「いくしあ(子ども育ちの支援センター)」と連携する中で、対応を図っていく。 ⑤子育て支援の観点から、令和元年7月より就学前児(1~6歳児)に係る所得制限を撤廃する。また、近隣他都市の状況を把握し、本市の財政状況を踏まえた上で、持続可能な制度について引き続き検討する。
【ファミリーサポートセンター運営事業】	⑤こども総合案内窓口(北館2階)に併設してセンター窓口を開設する。
【こどもなんでも相談(利用者支援事業 基本型)】	⑥つどいの広場等の地域子育て支援拠点等に出向いての出張相談の充実を図る。
【コミュニティソーシャルワーク】	⑦⑧地域の子どもたちの状況について、福祉・保健・教育関係の職員、地域振興センターの地域担当職員及び社会福祉協議会などの関係団体と情報共有し、地域で子どもを支える取組が進むよう連携を強化するとともに、子育て家庭の支援の手法について検討する。
主要事業の提案につながる項目	

・乳幼児健診については、全体の受診率は若干上昇したものの、幼児の受診率が低下傾向にあることから、引き続き受診率の向上を図っていく。あわせて、未受診者の受診状況などを様々な支援につなげていくため、子どもの育ち支援センター(いくしあ)を拠点に、情報共有・連携を進めていく。

・ファミリーサポートセンターについては、新たな本庁舎内の窓口開設によるこどもなんでも相談等との連携の効果を検証する中で、保育サービスの利用者等への重層的な支援につなげていく。

・コミュニティソーシャルワークにあたっては、地域主体の子どもの育ちを支える社会の実現を目指し、関係者間の連携を促進することができる人材を育成する必要がある。

令和元年度 施策評価表(平成30年度決算評価)

施策名: 子ども・子育て支援
 施策番号: 04 - 02

1 基本情報

施策名	04 子ども・子育て支援	展開方向	02 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。
主担当局	こども青少年局		

2 目標指標

指標名	方向	目標値(R4)	実績値							進捗率(H30)
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1~R4	
A 保育施設等未入所児童数(翌年度当初)	↓	0 人	502	332	295	440	624	671		—
B 保育施設等待機児童数(翌年度当初)	↓	0 人	80	68	47	87	156	148		—
C 児童ホーム入所待機児童数(5月1日時点)	↓	0 人	144	179	377	344	355	403		—
D										
E										

5 担当局評価

<p>これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成30年度実施内容を記載)</p> <p>行政が取り組んでいくこと ■ 保育事業、放課後児童対策等による支援 総合戦略 ①</p> <p>【保育事業】 (目的) 早期の待機児童の解決のため定員を増やすとともに、子どもの健やかな成長と安心・安全の確保のため保育の質の向上を図る。 (成果) ①公立保育所では、老朽化が著しい武庫東、北難波及び大西の建替えに係る基本設計等必要な対応を図った。また、戸ノ内の屋上防水改修工事を行った。 ②私立保育所では、保育環境改善事業により2園の増改築、1園の改築、1園の大規模改修に対してその費用の一部を補助し14人の定員増を図った。 ③平成29年度から開始した保育士宿舍借り上げ支援事業の補助期間を延長し、17園・29人に対し補助を行った。また、新卒保育士就労支援事業を開始し、42園・87人の新卒保育士等に対して10万円の補助を行うことで保育士の確保等に努めた。 ④小規模保育事業の公募等を行った結果、8箇所127人の定員を確保し、あわせて認定こども園の移行等に伴う定員増なども含め前年4月と比べ251人の定員増が図れた。また認可保育所の公募については3箇所を選定し240人の定員を確保したが、これらの園は31年度下半期以降の開設を予定している。加えて企業主導型保育事業の設置希望者からの問い合わせに対し必要な助言・指導を行う等同事業の設置促進を図った。 ⑤第4次公立保育所民間移管計画の初年度として、塚口北・富松の移管法人を選定し、移管に向けて引継ぎ等の事務を進めるとともに、神崎の民間移管手続きを開始した。 ⑥未入所児童157人の保護者に対しアフターフォローを実施し、計88人の未入所児童数の減少につなげた。(助言等による保育施設等の利用開始49人、状況の変化による申請辞退39人) ⑦保育所職員専門研修を22回、年長児交流会による人材交流、小規模保育事業所への巡回支援、キャリアアップ研修(4分野)などを実施し、保育の質の向上を図った。 (課題) ①杭瀬等3公立保育所については、建替用地の確保が必要である。 ②私立保育所においても老朽化の著しい施設があり、待機児童対策及び環境改善のため定員増を伴う施設の増改築等への支援が必要である。 ③保育士不足が顕著であり更なる保育士確保策の充実や就労継続につなげるための支援(処遇改善、業務軽減等)が必要である。 ④⑥10月から実施予定の幼児教育・保育の無償化に伴う保育需要への影響も踏まえ、具体的かつ効果的な定員確保を図るため計画的な待機児童対策に取り組む必要がある。また、地域や年齢によって需給バランスに違いがあり、利用調整が厳しくなっている。特に低年齢児の保育需要が高く施設での受入ができないなどのケースが多いことから効果的な受入促進策が必要である。(目標指標A・B) ⑤今後の民間移管対象保育所の中には利用児童数が少ないことなどにより応募法人を見込みにくい保育所があるため、募集方法等について検討する必要がある。 ⑦報告書やアンケート等で研修内容等のニーズを把握し、公私立が参加する研修を更に充実させることにより、より一層の保育の質の向上を図る。</p> <p>【放課後児童対策(児童ホーム)】 (目的) 早期の待機児童の解決のため定員を増やすとともに、児童への安全な生活の場の提供と集団生活の中での遊びを通しての生活指導、余暇指導を行う。 (成果) ⑧待機児童が多かった公設児童ホーム(明城、園和、園田北)については、緊急的な学校教室の活用等により定員拡大を行うことにより、当該児童ホームの待機児童解消が図れた。民間児童ホームについては5箇所105人の定員を確保した。また引き続き、利用希望者に対しては公設児童ホームだけでなく民間児童ホームに関する情報提供を行った。 (課題) ⑧今後、幼児教育・保育の無償化の影響等により、当分の間、利用希望者は更に増えることと見込まれることから、引き続き、公設児童ホーム及び民間児童ホームの定員拡大に取り組む必要がある。また緊急対策により待機児童解消が図れた3箇所の児童ホームについても恒久的な対応を図る必要がある。(目標指標C)</p>

3 主要事業一覧

平成31年度 主要事業名
1 保育の量確保事業
2 保育環境改善事業
3 放課後児童健全育成事業所運営費補助金
4 児童ホーム整備事業
5 保育士奨学金返済支援事業補助金
平成30年度 主要事業名
1 保育の量確保事業
2 保育環境改善事業
3 児童ホーム整備事業
4 新卒保育士確保事業
5 放課後児童健全育成事業所運営費補助金
平成29年度 主要事業名
1 保育環境改善事業
2 保育の量確保事業
3 児童ホーム整備事業
4 病児病後児保育事業
5 保育士宿舍借り上げ支援事業

4 市民意識調査(市民評価)



6 評価結果

<p>令和元年度(平成31年度)の取組</p> <p>【保育事業】 ①公立保育所では、武庫東・北難波の建替工事と大西の基本・実施設計を行う。また、杭瀬等3保育所の建替用地の確保を目指す。 ②私立保育所では、国庫補助金を活用して定員増を伴う建替え等に対して整備費の一部を補助する。 ③これまでの取組に加え、保育士奨学金返済支援事業やハローワーク等と連携した就職フェアを実施し、保育士の確保・定着を図る。また、保育の質の維持を前提に幼稚園教諭のみの免許所持者等を保育士とみなすことで受入児童の増につなげる。 ④認可保育所や小規模保育事業の公募については建設用地として市有地の活用等を含めた法人の参入促進を図るほか、認定こども園化等による定員増のための施設整備補助を行う。また、早期の待機児童の解決のため令和2年度以降の子ども・子育て支援事業計画を策定する。 ⑤塚口北を4月1日に民間に移管する。また、来年度以降の移管に向けて富松の引継ぎや神崎の移管法人の選定等を進めるとともに、元浜の民間移管手続きを開始する。 ⑥未入所児童の保護者に引き続きアフターフォローを実施し未入所児童の減少につなげる。 ⑦保育士の年代別の研修を実施するほか、キャリアアップ研修を5分野に拡充する。巡回支援は特に新設から設置後2年目までの事業への支援に重点をおく。</p> <p>【放課後児童対策(児童ホーム)】 ⑧明城児童ホームの移転に向けた取組を進めるとともに、民間児童ホームについては、設置促進事業により、新たに事業を実施するために必要な施設改修等に対する補助を行うなど事業者の参入促進を図る。</p>
<p>主要事業の提案につながる項目</p> <p>【保育事業】 ②老朽化の著しい私立保育所の改築や大規模改修を促進するため引き続き施設整備補助や改築等の際の仮設用地の提供等の支援を検討する。 ③保育士確保策や就労継続につながる更なる支援を検討する。 ④⑥新たな子ども・子育て支援事業計画に基づき公有財産の活用を含めた認可保育所や小規模保育事業の公募を行う。認定こども園化や定員増を促進するための施設整備補助を行う。また待機児童対策としてより効果的な受入促進策を検討する。 ⑤令和2年度に富松保育所の民間移管を行う。保育所入所選考事務のAI化導入を検討する。</p> <p>【放課後児童対策(児童ホーム)】 ⑧新たな子ども・子育て支援事業計画に基づく定員増に向け、校舎を活用した公設児童ホームや施設整備について、教育委員会等と調整を行う。また、民間児童ホームの整備・利用促進策を検討する。</p>

<p>・保育施設等の受入枠については、定員増や弾力運用によって2か年で1,356人増の確保を目標に掲げたものの、実績は1,000人増(別途、平成30年度までに認可保育所の新設等に着手したが、工事延期等によって平成31年4月の開設に間に合わなかったもので、307人の定員増を確保している。)に留まり、未だ待機児童の解消には至っていない。</p> <p>・そうした中、今後においても引き続き、幼児教育・保育の無償化による影響や需給バランスを踏まえながら、施設整備や保育士確保の取組を重点的かつ効果的に推進していく。</p> <p>・児童ホームの待機児童対策にあたっては、公設児童ホームの施設整備や民間児童ホームの整備・利用促進を着実に推進していく。</p>
--

令和元年度 施策評価表(平成30年度決算評価)

施策名: 子ども・子育て支援
 施策番号: 04 - 03

1 基本情報

施策名	04 子ども・子育て支援	展開方向	03 すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。
主担当局	こども青少年局		

2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)	実績値							進捗率 (H30)
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1~R4	
A 身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	↑	54.4 %	46.4	47.7	48.9	48.4	49.3	48.2		88.6%
B 要保護児童に関する個別ケース検討件数	↑	332 件	244	258	264	286	293	416		100%
C 要保護児童対策地域協議会の相談件数	→	- 件	1,556	1,827	2,397	2,506	2,423	2,566		-
D 子どもの育ち支援ワーカーが活動した学校数	↑	58 校	20	30	36	30	32	31		53.4%
E 少年補導委員による補導活動の延べ人数	↑	17,760 人	16,853	17,463	16,679	16,690	16,141	16,305		91.8%

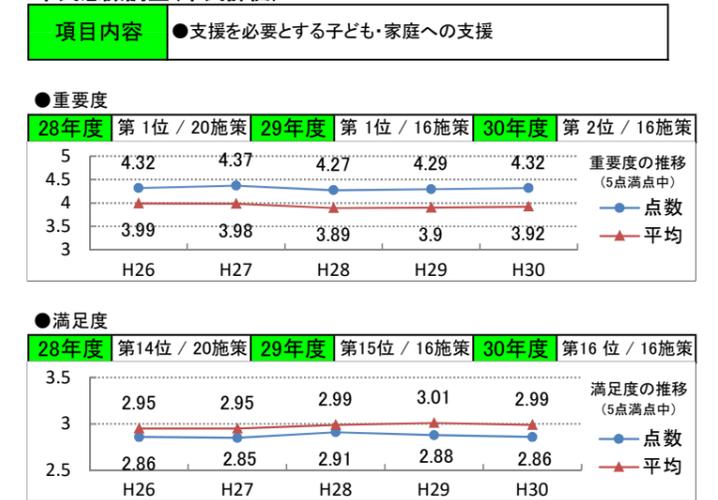
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成30年度実施内容を記載)	総合戦略	①
<p>行政が取り組んでいくこと ■支援を必要とする子ども・家庭への支援</p> <p>【子どもの育ち支援センターの開設準備・運営】 (目的)様々な困難や課題を有する子どもに対し、総合的かつ継続的な支援を行い、健全育成及び社会的な自立を図る。 (成果)①各保育施設・幼稚園・学校(小・中・高)等を訪問し、ネットワークの強化を図った。また、子どもの育ち支援センター(以下「センター」という。)の愛称「いくしあ」のロゴを決定し、リーフレット原稿を作成した。(目標指標A) ②要支援の子ども等に関する情報を共有するため、子どもの育ち支援条例を改正し、電子システムを構築した。 ③西宮こども家庭センターへの職員派遣研修等、人材育成を図るとともに、設備や備品の検討及び組織運営体制を構築した。 ④相談を受け付け解決イメージを共有し、相談内容によりセンター内外のより専門的な機関につなげていく、体制として家庭児童相談員、心理士、保育士などの専門の相談員を配置した。 ⑤発達に課題を抱える子どもやその保護者を必要な支援につないでいくため、庁内関係部署や、医師会、社会福祉事業団等の関係機関と調整し、5歳児を対象としたプレ事業「子ども支援教室等」を実施するなどして、各種事業の検討を行った。また医師や作業療法士等の専門職種の人材確保など、体制整備に取り組んだ。 (課題)①③関係機関等との具体的な役割分担や連携の仕組みを構築し、センターの周知、人材育成を図る必要がある。 ②電子システムの活用・運用に係る研修等を実施し、スキル向上に努める必要がある。 ③総合支援拠点としてセンターの機能を効果的に発揮できるように児童専門ケースワーカーの体制等を整備する必要がある。 ④窓口で待つだけでなく、地域の集い場などからも相談が寄せられるような、顔の見える関係が構築されていない。 ⑤グレーゾーンの子どもへの保護者の理解を進め、相談や支援につないでいく必要がある。そのためにも、医療機関や保育園、幼稚園、学校などの支援機関、また庁内関係部署との一層の連携強化が必要である。</p> <p>【要保護児童等の対応】 (目的)児童虐待防止等に関する関係機関との連携を図り、虐待の発見や早期予防など要保護児童対策の促進を図る。 (成果)⑥要保護児童対策地域協議会(以下、要対協)を開催し、緊密な連携・協力を行い、適切な支援に努めた。(目標指標B・C) ⑦新規ケース等の管理を行う実務者会議を南北各2カ月に1回、継続計上等の見直し会議を各年1回実施する仕組みを確立した。 ⑧重症度が中度以上のケースについては、モニタリング管理対象と位置づけ、目標を定めて進捗状況等の定期的な見直しを行うことで、関係機関の見守り意識を高め、重篤な事案に陥ることを防ぐことができた。 (課題)⑦依然として要対協管理対象ケース数は多く、メリハリをつけたケース管理を行い、適切な支援を届ける必要がある。 ⑧児童専門CWとしての資格要件や経験のある職員の確保が困難な状況であり、また職員の経験不足が顕著な状態である。</p> <p>【ひきこもり青少年への支援】 (目的)市内のあらゆる青少年が社会性を身につけ、自己肯定感を育むことを目指す。 (成果)⑨不登校や高等学校中途退学者など、ひきこもり気味の青少年が重篤なひきこもりへ移行しないよう防止する事業として、アウトリーチをメインとする「ユース相談支援事業」を企画・立案した。 ⑩兵庫ひきこもり相談支援センター-阪神ランチと共催し、尼崎市にひきこもりに関する講演会を実施した。 (課題)⑩事業実施にあたっては、当事者をはじめ、親や家族との関わり方が重要になることから、民間の創意工夫により高い成果を引き出せるような手法の検討が必要である。</p> <p>【スクールソーシャルワークによる支援】 (目的)就学後の要支援の子どもを早期に発見し、適切な支援を行うため、学校現場に福祉の視点を導入し、学校対応力の向上の側面的支援、学校と社会資源とのネットワークの構築などを行う。 (成果)⑪こども青少年部に6名のスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置、活動校数は前年より一校減少したものの、派遣校においては、活用効果をすぐに実感してもらえ、他の児童に関する追加要請が上がった学校もある。(支援対象児童122名のうち好転に向かった児童47名)(目標指標D) (課題)⑪ワーカーの活動方法、制度理解の浸透については、校内での組織的な対応ができるように継続した取組が重要である。スクールソーシャルワークの知識や活用経験が十分でないため、効果的な実施には学校に窓口担当教員の選任が必要である。</p> <p>【非行化防止】 (目的)問題行動を起こしている青少年の早期発見・指導に向け、少年補導委員・補導業務職員による補導・啓発活動を実施する。 (成果)⑫青少年の遊びの形態がスマホなどネット中心になってきていることから、健全育成会議等で学校や保護者と情報交換を行ったり、保護者や生徒向けにネットの危険性を知らせるチラシを配布し啓発に努めた。(目標指標E) (課題)⑫青少年の遊びの形態がインターネットなどにかわり、補導件数は減少傾向であるが、ネット依存や自撮り被害など、ネットを使用した問題が増加している。そのような対応として、学校や教育委員会との連携が必要である。</p>		

3 主要事業一覧

平成31年度 主要事業名
1 子どもの育ち支援センター開設運営事業
2 発達相談支援事業
3 ユース相談支援事業
4 支援者サポート事業
5 子ども・子育て総合相談事業
平成30年度 主要事業名
1 子どもの育ちに係る支援センターの機能検討事業
2
3
4
5
平成29年度 主要事業名
1 あまがさき・ひと咲きプラザ整備事業
2 子どもの育ちに係る支援センターの機能検討事業
3 尼崎市子どもの生活に関する実態調査事業
4
5

4 市民意識調査(市民評価)



6 評価結果

令和元年度(平成31年度)の取組
<p>【子どもの育ち支援センターの開設準備・運営】 ①④平成30年度の訪問先に加え、認可外保育施設等を訪問し、ネットワークの拡大を図る。また、支援の輪を広げることを目的に、「いくしあオープン会議」等を実施する。 ②より実用性の高い電子システムとなるよう運用を図る。 ③センターの周知に努めるとともに、西宮こども家庭センターへ職員派遣を継続する等の人材育成等を実施する。 ④⑤⑦多様なケースシミュレーションを重ね、マニュアル化を進める。 ④⑤⑦行政機関や子育て支援拠点へ自ら接点を持ちにくい家庭等に対するアウトリーチ型支援を行う機能を強化する。 ⑤発達相談支援事業や支援者サポート事業の実施をするとともに、これらを通じて支援機関との連携強化を図る。また、グレーゾーンの子どもへの保護者の理解を進めるため、関係機関と連携して、ねばり強く取り組んでいく。</p> <p>【要保護児童等の対応】 ⑥⑧新規ケースを見極める受理会議を定期的実施する中で、見立ての共通理解を得られるアセスメントシートを作成し、記載内容と活用方法について、検証を加えていく。実務者会の運営を工夫し、中度以上のモニタリング管理の継続と児童毎に重症度別に検討をおこなう等して、メリハリをつけたケース管理に努める。 ⑦要対協実務者会の運営方法について、関係機関で協議をおこなう回数を増やし、より効果的な連携と運営を目指す。 ⑧人材の確保と育成については、引き続き、職員募集と研修を実施し、組織体制強化を目指す。</p> <p>【ひきこもり青少年への支援】 ⑨⑩民間の創意工夫により高い成果を引き出せるような仕組みを構築し、中学3年時に不登校である生徒に対し、ユース相談支援事業について周知し、中学卒業後に支援が途切れないよう、必要な支援を行っていく。 ⑩引き続き、関係機関と連携を行い、市域におけるひきこもり支援の機運を高める取組を行う。</p> <p>【スクールソーシャルワークによる支援】 ⑪スクールソーシャルワーカーを教育委員会に移管し、教育相談事業の充実を図る。</p> <p>【非行化防止】 ⑫小中学校と情報交換を行うなど学校との連携を密にするため、愛護担当を教育委員会に移管し、地域の青少年の実態に合わせたきめ細かい補導活動の推進に向けた取組を進める。</p>
<p>令和元年度(平成31年度)の取組</p> <p>【子どもの育ち支援センター(いくしあ)の開設に向け、医師や作業療法士等の専門職を確保することができた。今後は、児童専門ケースワーカーの体制整備が課題であり、人材の確保・育成に向けた取組を推進していく。</p> <p>・児童虐待の防止に向けた取組等にあたっては、アウトリーチ型の手法が重要となることから、児童専門ケースワーカーの人材育成を進める中で、その機能を強化していく。</p> <p>・また、子どもに対する支援のマニュアル化にあたっては、多様なケースシミュレーションを通じて、電子システムの活用も踏まえた一体的な支援につながる事務フローを早急に作成する。</p> <p>・児童虐待の対応にあたっては、寄り添い型支援や介入支援、一時保護といった児童相談所機能の強化が求められている中、基礎自治体として寄り添い型支援の拠点となる子どもの育ち支援センター(いくしあ)を開設し、県の児童相談所と連携しながら取組を強化していく。また、中核市における介入支援、一時保護機能の担い方についても、国の動向や先行事例も踏まえ検討を進める。</p> <p>・ひきこもり青少年の支援については、民間の創意工夫によって高い成果が得られるよう、効果的な委託について検討を進めていく。</p> <p>・スクールソーシャルワークについては、教育委員会へ移管した効果等を検証する中で、引き続き、効果的な体制や手法等について検討を進めていく。</p>

主要事業の提案につながる項目

令和元年度 施策評価表(平成30年度決算評価)

施策名: 子ども・子育て支援
 施策番号: 04 - 04

1 基本情報

施策名	04 子ども・子育て支援	展開方向	04 子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。
主担当局	子ども青少年局		

2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)	実績値							進捗率 (H30)	
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1~R4		
A 「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合	↑	全国平均以上 (小)84.0 (中)78.8	%	小 67.3 中 55.3	小 72.5 中 60.6	小 71.7 中 64.6	小 71.3 中 64.3	小 72.2 中 64.1	小 83.4 中 77.5		小 99.3% 中 98.4%
B 青少年活動の団体数	↑	35	団体	25	24	28	35	29	33		94.3%
C 青少年センターの月平均利用者数(青少年)	↑	3,800	人	3,484	3,565	3,322	3,409	3,677	3,654		96.2%
D 青少年の居場所の数	↑	15	箇所	5	7	7	7	10	10		66.7%
E こどもクラブの登録児童率	↑	40.0	%	32.0	33.3	34.1	35.5	35.2	35.4		88.5%

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成30年度実施内容を記載)	総合戦略	①
<p>行政が取り組んでいくこと ■子どもの主体的な学びや行動への支援</p> <p>【ユースワーク推進事業(青少年センターにおける指定管理者制度の導入、居場所づくり)】 (目的)青少年センターが令和元年10月にひと咲きプラザへ移転し、施設名称を「ユース交流センター」に変更することに合わせ、指定管理者制度を導入し、ユースワークの視点を取り入れた青少年の居場所づくりなど各種事業を積極的に推進する。 (成果)①青少年センター設置管理条例を全部改正し、ユース交流センター設置管理条例を制定した。 ②ユース交流センターの指定管理者を公募し、選定委員会において選定を行った。 ③ユースワークを含む青少年施策の全市展開として、ユースワークの推進について整理し、実現に向けた事業の企画・立案を行った。(目標指標A・B) ④ユースワークの視点での居場所を地域で行うことの必要性などについての研修会を実施し、青少年の居場所について学校、社会福祉協議会、NPO法人と協議を行い、多機関連携のための関係づくりを図った。また、NPO法人等が主催する「高校内居場所カフェ」フォーラムの開催に協力した。当該フォーラムでは先進事例の紹介から、青少年を取り巻く環境、課題と居場所の重要性が周知された。(目標指標D) (課題)③④青少年施策について、今後、指定管理者と連携しながら、拠点施設のみならず地域の公共施設を活用しながら全市展開に取り組む必要がある。また、ユースワークの考え方について、なかなか浸透していない現状があるため、ユースワーカー養成講座等の実施によりワーカーとしての担い手を育成していく必要があるほか、青少年の居場所の充実には、関係機関やNPO法人等との連携が不可欠である。</p> <p>【美方高原自然の家】 (目的)豊かな自然の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然と親しむレクリエーション活動の場を提供することにより、市民の自然への理解を深め、余暇の活用を図る。自然学校の実施(小学5年生)。 (成果)⑤本市中学校の宿泊学習での利用2校や新規で他市の学校利用を誘致するなど、利用団体の獲得に努めた。 (課題)⑤少子化等の影響により、年々自然学校での利用者数が減少していることから、さらなる利用促進が必要である。また、今後、老朽化に伴う建物及び設備について、予防保全による長寿命化を図るための維持管理を計画的に行っていく必要がある。</p> <p>【青少年いこいの家】 (目的)野外活動及び集団生活を通じて健全な青少年の育成と福祉の増進を図る。 (成果)⑥利用者に好評である自主事業を継続して実施することで、リピーターの確保に努めた。 (課題)⑥尼崎市公共施設マネジメント計画に示されたとおり、宿泊棟を廃止するため、民間事業者からの意見聴取を行い、尼崎市民をはじめとした利用率の向上を図る。</p> <p>【こどもクラブ運営】 (目的)小学校の放課後、土曜日、長期休業日において、子どもが安心して活動できる居場所の確保を図り、児童の自主性、社会性等を育む。 (成果)⑦保護者の働き方やニーズの多様化に対応するため、モデル的に6箇所のこどもクラブで夏季休業期間における昼食対応を実施し、利用者ニーズの把握や運営に係る課題の検証等を行った。(目標指標E) (課題)⑦当該モデル事業の実施結果について、利用希望は多かったものの実際に参加した児童数が少なかったことから、不参加家庭の意見を確認した上で、より多くの児童が利用できる仕組みづくりに努めるとともに、既にこどもクラブで昼食対応を行っている児童ホームの待機児童を含めた総合的な運営方法について検証が必要である。また、実施場所を拡大するにあたっては、人材の確保等運営体制の確立が必要である。</p>		

3 主要事業一覧

平成31年度 主要事業名	
1 ユースワーク推進事業費	
2	
3	
4	
5	

平成30年度 主要事業名	
1 青少年センターにおける指定管理者制度の導入	
2	
3	
4	
5	

平成29年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



6 評価結果

令和元年度(平成31年度)の取組	評価結果
<p>【ユースワーク推進事業】</p> <p>①ユース交流センターの管理に係る規則や要綱を制定するとともに、施設の機能を十分に活用した魅力ある施設づくりに取り組む。 ②ユース交流センター指定管理者を決定し、10月のオープンに向けた引継ぎ等の準備を行い、指定管理者と常に意識や方向性を共有しながら、ユースワークの視点を取り入れた青少年の居場所づくりなど各種事業を推進する。 ③公共施設を利用したサテライト事業を行うなど、全市展開の取り組みに着手する。実施にあたってはどの地域から取り組んでいくのか具体的に関係機関と調整しながら実施していく。また、市域における青少年向けの取り組みを周知し、それぞれの取り組みが横のつながりを持ち、課題等の情報を共有できるよう連絡会を設置し、指定管理者と連携しながら取り組んでいく。 ④青少年の居場所の一つである「高校内居場所カフェ」の実施に向け、学校やNPO法人等と協議を進めていく。</p> <p>【美方高原自然の家】</p> <p>⑤本市中学校の宿泊学習でのさらなる利用校の獲得に加え、市外への営業活動を強化することで、学校活動での利用を促進する。</p> <p>【青少年いこいの家】</p> <p>⑥老朽化した宿泊棟を廃止し、野外での活動を中心とした施設へ特化していくため、民間事業者からの意見聴取を行い、施設整備の方針や指定管理者の公募条件を構築するなど、より効率的かつ効果的な施設の運営方針を定める。</p> <p>【こどもクラブ運営】</p> <p>⑦平成30年度の利用状況等を踏まえ、対象施設を拡大し、事業を実施するとともに、今年度の実施状況等を踏まえて、ニーズの把握や運営面の課題の検証等を行い、今後のこどもクラブ事業のあり方や方向性の検討を行う。</p>	<p>・ユース交流センター(あまぼと・アマブリ)については、指定管理者と意識や方向性を共有しつつ、ユースワークの視点を取り入れた事業を推進していく。</p> <p>・こどもクラブについては、児童ホームの待機児童数の状況やモデル事業の検証結果等を踏まえながら、利用ルール等のあり方を検討していく。</p>
<p>主要事業の提案につながる項目</p> <p>【こどもクラブ運営】</p> <p>⑦今年度の実施状況を踏まえ、事業の本格実施に向けて取組を行う。</p>	